



かま

No. 630

平成20年

12

緊急号



## 国の有利な融資制度に対する 加茂市の支援について

## 加茂市の各企業の皆様へ

### 国の有利な融資制度に対する

### 加茂市の支援について

平成二十年十二月八日

加茂市長 小池清彦

1 世界的同時不況下において、中小企業の皆様に御支援するため、国はこの度、有利な融資制度を創設いたしました。即ち、国の予算措置の下に、信用保証協会が創設した原材料価格高騰対応等緊急保証制度であります。

2 その内容は、次のとおりであります。なお、以下の保証は、一般保証の別枠です。

保証限度額 二億八千万円

普通保証 二億円以内

無担保保証 八千万円以内

無担保無保証人保証 千二百五十万円以内  
中小企業者が組合等の場合は、  
四億八千万円以内

3 この場合、無担保保証においては、絶対に担保をとってはならず、保証人は社長一人だけとし、それ以外は保証人にしてはならないことになっております。また、無担保無保証人保証の場合は、絶対に担保を取ってはならず、保証人を求めてはならないことになっております。

4 この緊急保証制度の対象となる中小企業の方は、対象業種（六百九十八業種で、加茂市のほとんどすべての業種が含まれます。なお、六百十八業種が六百九十八業種に増えました。）に属する事業を行っており、次のいずれかの要件に当てはまる方となっておりますが、ほとんどの方が当てはまると思っています。

①最近三か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス三%以上減少している中小企業者。

②製品等原価のうち二〇%以上を占める原油等の仕入価格が二〇%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。(運送業の方などが該当する可能性があります。)

③最近三か月間(算出困難な場合は直近決算期)の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス三%以上低下している中小企業者。

5 この制度のために、国は第一次として六兆円の融資枠を定め、焦げ付いたときのために、四千億円を用意いたしました。即ち、事故率は約七%であります。信用保証協会の一般の保証の事故率が二%前後ですから、通常の保証の三倍(四倍ゆるやかな保証が付けられることにな

ります。

6 国は、第二次としてさらに十四兆円、第一次と併せて二十兆円の融資枠を確保するのだからです。

7 新潟県はこの制度に対して、百二十億円の融資枠を確保し、一件三千万円まで、資金の預託による利子補給により、金利を一・九%とする制度融資を創設いたしました。

8 加茂市は、これに対応して、一件三千万円で、信用保証協会の保証料(保証料率は〇・八%、無担保無保証人保証は〇・六%)の全額を補給することにいたしました。

9 県の制度融資でない場合でも、この緊急保証制度の融資である限り、加茂市は一件三千万円

まで保証料の全額を補給いたします。

10 加茂市の保証料全額補給の融資総額の枠は、とりあえず二十億円といたします。二十億円に達した場合は、財政状況を見ながら対応いたします。

11 今回の保証料全額補給のために、加茂市は、とりあえず、九千五百二十万円の予算を確保いたしました。

12 十年前の平成十年から十三年までの「中小企業金融安定化特別保証制度」のときは、新潟県で、飛び抜けて加茂市がこの制度を利用し、加茂市民の皆様は、合計百五億円もの融資をお受けになり、そのお陰で、多くの方々が倒産をまぬかれたのでございました。当時は、小泉総理が登場する前の、地方の市町村が沢山のお金を

持っていた時代で、加茂市も約三億円を注ぎ込んで、市民の皆様を御支援申し上げたのでございました。

13 今は、十八億円の貯金を持っていた当時と異なり、小泉氏によつて国から加茂市へ来るお金が毎年九億円も少なくなっている時代で、今年度末の加茂市の貯金は、三億八千万円となりますが、加茂市の企業の皆様を御支援するため、とりあえずこの貯金の中から九千五百二十万円を引き出して、断固として市民の皆様をお守りする決意です。

14 十年前の「中小企業金融安定化特別保証制度」の場合と同様、この度の緊急保証制度は「借り換え」にも利用できます。

15 県の制度融資を使われない場合でも、加茂市

は保証料全額補給をいたしますが、まず以つて、県の制度融資の総額の枠が百二十億円、加茂市の保証料全額補給の融資総額の枠がとりあえず二十億円ですから、御利用御希望の方は、お急ぎ下さるのがよろしいと思います。

16 なお、他市の例としては、長岡市が一件の融資額三千万円まで保証料全額補給で融資総額が十億円。新潟市は一件の融資額一千万円まで保証料全額補給。三条市は、一件の融資額三百万円以下が保証料全額補給、三百万円～五百万円が保証料の五〇%補給、五百万円～一千万円が保証料の二五%補給です。

17 加茂市は、融資額三千万円まで保証料全額補給、とりあえずの融資総額二十億円と、大いに頑張りたいと考えておりますので、よろしく御対応下さいますようお願い申し上げます。

18 なお、お申し込みは、金融機関へでも、直接加茂市（商工観光課）へでも、いずれでも結構でございます。

19 この度の緊急保証制度に対する加茂市の支援に関連して、「加茂市の要綱」と「信用保証協会の要綱」、「新潟県の要綱」、「信用保証協会の案内書」及び「経済産業省の案内書」をお送り申し上げますので、よろしく御対応下さい。

#### 問い合わせ先

・加茂市商工観光課

（電話 五二・〇〇八〇内線 一三一・一三二）

・六ページに記載されている取扱金融機関

平成20年12月8日  
加 茂 市

## 国の原材料価格高騰対応等緊急保証制度に対する加茂市の支援要綱

### 1. 目的

世界的同時不況下において、必要事業資金の円滑な調達に支障を来さぬように、国の予算措置の下に、信用保証協会が平成20年10月31日付けで創設した原材料価格高騰対応等緊急保証制度（以下「緊急保証制度」という。）に基づく融資条件等について、新潟県が利子補給を行うことにも対応して、加茂市が緊急保証制度を支援することによって、中小企業者の事業発展に資することを目的とする。

### 2. 対象者

市内に住所又は事業所を有する中小企業者であり、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けた者。

次のいずれかの要件に該当している者が対象となる。

- (ア) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。
- (イ) 指定業種に属する事業を行っており、売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- (ウ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。

### 3. 取扱金融機関

第四銀行加茂支店 第四銀行西加茂支店 北越銀行加茂支店 加茂信用金庫本店  
加茂信用金庫西加茂支店 加茂信用金庫上条支店 大光銀行加茂支店 協栄信用組合  
西加茂支店 協栄信用組合経営大学前支店 協栄信用組合新飯田支店 三条信用金庫  
加茂支店 商工組合中央金庫新潟支店 にいがた南蒲農業協同組合加茂支店 にいが  
た南蒲農業協同組合七谷支店 にいがた南蒲農業協同組合須田支店

#### 4. 融資の協力

取扱金融機関は、加茂市がこの要綱に基づき信用保証料の全額を補給する中小企業者の融資申込みについて、緊急保証制度の趣旨に従い、融資を行うものとする。

#### 5. 緊急保証制度の支援の内容

緊急保証制度について、次のとおり支援するものとする。

##### (1) 県の制度融資に対応する場合

- |                     |  |
|---------------------|--|
| (ア) 保証限度額           | 3,000万円 (県の制度に対応)                                |
| (イ) 貸付利率            | 7年以内 年1.90%<br>(県の制度として県が利子補給)                   |
|                     | 7年超10年以内 年2.10%<br>(県の制度として県が利子補給)               |
| (ウ) <u>信用保証料の補給</u> | <u>加茂市が全額負担する。</u>                               |
| (エ) 保証期間            | 10年以内 (据置期間1年以内とする)                              |
| (オ) 返済方法            | 原則として均等分割返済                                      |
| (カ) 信用保証料率          | 0.80%<br>(ただし、無担保無保証人の1,250万円以内の特別小口保証の場合は0.60%) |

##### (キ) 担保・保証人

- |         |  |
|---------|--|
| (1) 担保  | 徴求しない。<br>(ただし、緊急保証制度による融資総額が8,000万円を超える場合は徴求される。)                 |
| (2) 保証人 | 法人代表者以外、保証人は徴求しない。<br>融資総額1,250万円以内の特別小口保証の場合は保証人も徴求せず、無担保無保証人とする。 |

##### (2) 県の制度融資に対応しない場合

(1)の「県の制度融資に対応する場合」に準ずるものとする。ただし、貸付利率については、金融機関所定利率とする。

## 6. 融資総額

この要綱に基づく金融機関の融資総額は、20億円とする。20億円に達した場合は、加茂市の財政状況を勘案して対応するものとする。

## 7. 信用保証の申込み

信用保証の申込みにあたり、中小企業信用保険法第2条第4項第5号に規定する中小企業者の市長認定書（本社の住所地の市長の認定書である。）（様式1-1、1-2、1-3）及び加茂市長の信用保証料全額補給承認書（様式2）を添付して、取扱金融機関を経由して新潟県信用保証協会に申込みものとする。

注：本社が加茂市以外の住所にある中小企業者を認定するのは、本社の住所地の市長であり、その中小企業者の信用保証料の全額を補給するのは、加茂市長です。

## 8. 信用保証の申込み期間

この要綱に基づく信用保証の申込み期間は、平成22年3月31日までとする。

## 9. この要綱に定めるもののほか、緊急保証制度に対する加茂市の支援については、新潟県信用保証協会の原材料価格高騰対応等緊急保証制度要綱（平成20年10月31日制定）によるものとする。

## 10. この要綱の規定は、平成20年10月31日から適用する。



|         |
|---------|
| 認定権者記載欄 |
|         |
|         |

中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 5 号の規定による認定申請書 (イ)

平成 年 月 日

加茂市長 小池清彦 殿

申請者  
住所

名称及び  
代表者氏名 印

私は、業を営んでいるが、下記のとおり、  
が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 5 号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%$$

A : 申込時点における最近 3 か月間の月平均売上額等

円

B : A の期間に対応する前年の 3 か月間の月平均売上額等

円

商 第 号  
平成 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間 : 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

認定者 加茂市長 小池清彦

|         |
|---------|
| 認定権者記載欄 |
| -----   |

中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 5 号の規定による認定申請書 (ロ)

平成 年 月 日

加茂市長 小 池 清 彦 殿

申 請 者  
住 所  
名称及び  
代表者氏名 印

私は、業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 5 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

①原油等の仕入単価の上昇

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{上昇率} \quad \%$$

E : 原油等の最近 1 か月間における平均仕入れ単価 \_\_\_\_\_ 円

e : E の期間に対応する前年 1 か月間の平均仕入れ単価 \_\_\_\_\_ 円

②原油等が売上原価に占める割合

$$\frac{S}{C} \times 100 \quad \text{依存率} \quad \%$$

C : 申込時点における最新の売上原価 \_\_\_\_\_ 円

S : C の売上原価に対応する原油等の仕入価格 \_\_\_\_\_ 円

③製品等価格への転嫁の状況

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} \times 100 = P \quad \text{P} = \quad \%$$

A : 申込時点における最近 3 か月間の原油等の月平均仕入価格 \_\_\_\_\_ 円

a : A の期間に対応する前年 3 か月間の原油等の月平均仕入価格 \_\_\_\_\_ 円

B : 申込時点における最近 3 か月間の月平均売上高 \_\_\_\_\_ 円

b : B の期間に対応する前年 3 か月間の月平均売上高 \_\_\_\_\_ 円

商 第 号  
平成 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

認定者 加茂市長 小 池 清 彦

|         |
|---------|
| 認定権者記載欄 |
|         |
|         |

中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 5 号の規定による認定申請書 (ハ)

平成 年 月 日

加茂市長 小池清彦 殿

申請者  
住所

名称及び  
代表者氏名

印

私は、業を営んでいるが、下記のとおり、が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 5 号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 売上総利益率

$$\frac{B - A}{B} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%$$

A : 申込時点における [最近 3 か月間 (ただし算出困難な場合は直近期の値)] の月平均売上総利益率

\_\_\_\_\_ %

B : A の期間に対応する前年同期の月平均売上総利益率

\_\_\_\_\_ %

2 営業利益率

$$\frac{D - C}{D} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%$$

C : 申込時点における [最近 3 か月間 (ただし算出困難な場合は直近期の値)] の月平均営業利益率

\_\_\_\_\_ %

D : C の期間に対応する前年同期の月平均営業利益率

\_\_\_\_\_ %

商 第 号  
平成 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間 : 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

認定者 加茂市長 小池清彦

国の原材料価格高騰対応等緊急保証制度についての  
加茂市の支援要綱による信用保証料全額補給申請書

平成 年 月 日

加茂市長 小池清彦 殿

申請者  
住所

名称及び  
代表者氏名

印

電話

国の原材料価格高騰対応等緊急保証制度についての加茂市の支援要綱による信用保証料全額補給を受けたいので、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による認定書を添付し、申請します。

記

1. 会社名
2. 業種
3. 資本金額
4. 従業員数 人
5. 融資希望額 千円
6. 信用保証料全額補給希望額 円
7. 融資希望金融機関名

注：本社が加茂市以外の住所にある中小企業者を認定するのは、本社住所地の市長であり、その中小企業者の信用保証料の全額を補給するのは加茂市長です。

商 第 号  
平成 年 月 日

申請のとおり承認します。

加茂市長 小池清彦 印

## 原材料価格高騰対応等緊急保証制度要綱

新潟県信用保証協会  
平成20年10月31日制定

### 1. 目的

原材料価格の高騰により経営環境が悪化し、必要事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業者に対し、その事業資金を供給し、もって中小企業者の事業発展に資することを目的とする。

### 2. 申込人資格要件

中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けた特定中小企業者。

### 3. 保証限度額

2億8,000万円

普通保険にかかる保証 2億円以内

無担保保険にかかる保証 8,000万円以内

無担保無保証人保証 1,250万円以内

中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円以内

(注) 上記金額は一般保証の別枠

### 4. 保証割合

100パーセント（全部保証）とする。

### 5. 対象資金

経営安定に必要な事業資金とする。

### 6. 対象金融機関

銀行、信用金庫等中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関とする。

### 7. 貸付形式

手形貸付、証書貸付とする。

8. 保証期間  
10年以内とする（据置期間1年以内とする）。
9. 返済方法  
原則として均等分割返済とする。
10. 信用保証料率  
0.80%とする。
11. 担保・保証人
  - (1) 担保 必要に応じて徴求することとする。
  - (2) 保証人 原則として法人代表者以外、保証人は徴求しない。
12. 貸付金利  
金融機関所定利率とする。
13. 添付資料  
信用保証協会所定の申込資料の他、中小企業信用保険法第2条第4項第5号に係る認定書とする。
14. 取扱期間  
取扱期間は、平成20年10月31日より平成22年3月31日までとする。